

…最低賃金改定のお知らせ…

広島県最低賃金は平成 29 年 10 月 1 日 から時間額 **818** 円です。

広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態（臨時・パート・アルバイト等）を問いません。

また、特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い特定（産業別）最低賃金が適用される場合があります。

※広島県特定（産業別）最低賃金（平成 28 年 12 月 31 日発行）

| 特定（産業別）最低賃金が適用される業種 | 最低賃金額（時間額） |
|---------------------|------------|
| 製鉄業等 | 901 円 |
| 金属製品製造業 | 863 円 |
| はん用機械器具等製造業 | 870 円 |
| 電子部品等製造業 | 831 円 |
| 自動車・同付属品製造業 | 850 円 |
| 船舶等製造業 | 893 円 |
| 各種商品小売業 | 821 円 |
| 自動車小売業 | 848 円 |

最低賃金についてご不明な点は、広島労働局労働基準部賃金室（Tel：082-221-9244）までお問い合わせください。